

日本の会計基準の国際化と会計情報の質

The Internationalization of Japanese Accounting Standards and Accounting Quality

向 伊知郎

Ichiro Mukai

和文要旨

本研究の目的は、世界的に IFRSs への会計基準の収斂が進行する中で、日本の会計基準がその質を高めており、その結果作成される連結財務諸表数値の質も高まっているか否かについて検討することにある。分析対象は、日本の証券取引所への上場企業における3月決算企業の連結財務諸表である。本研究では、会計情報の質の測定に関する先行研究で用いられた分析手法を援用することによって、日本における会計基準の設定および改訂が、日本の企業が開示する連結財務諸表数値の質にどのような変化を生じさせてきたかを時系列的に分析する。分析結果では、日本の会計基準が IFRSs への収斂を意識して設定および改訂されてきたにもかかわらず、利益管理は依然として行われており、会計情報の価値説明力も必ずしも高まっていないことが明らかになった。

英文要旨

The purpose of our research is to examine the accounting quality of accounting amounts using a sample of consolidated financial reporting of Japanese companies. The definition of "accounting quality" is referred to a prior research, Barth, Landsman and Lang(2008). We divided the financial data to three terms, Year 1999-2001, Year 2002-2004, and Year 2005-2007. The accounting quality is analyzed from the earnings management, the timely loss recognition, and the value relevance. The result of our tests shows that the accounting quality does not increase in spite of developing international convergence of Japanese accounting standards.

和文キーワード：会計情報の質、国際財務報告基準、国際的収斂、日本。

英文キーワード：accounting quality, IFRSs, international convergence, Japan.

目 次

- 1 はじめに
- 2 日本の会計基準の国際的収斂への対応
- 3 会計基準と会計情報の質に関する先行研究
- 4 リサーチ・デザイン
- 5 サンプルと記述統計
- 6 分析結果
- 7 結論

1 はじめに

現在、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, IASB) が設定および容認した“IFRSs”への会計基準の国際的収斂が進行している。ここで、IFRSsとは、以下のものをいう¹⁾。

- ① IASBが設定する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, IFRS)
- ② IASBが国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, IASC) から受け継いだ国際会計基準 (International Accounting Standards, IAS)
- ③ IASCの解釈指針委員会 (Standing Interpretations Committee, SIC) およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会 (International Financial Reporting Interpretation Committee, IFRIC) が作成した解釈指針

2005年に、ヨーロッパ連合 (European Union, EU) 諸国、オーストラリアおよびニュージーランド²⁾ が、上場国内企業に対してIFRSsの適用を規定または容認した。2007年には、アメリカの証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC) が、アメリカで上場する外国企業に対してIFRSsの適用を容認し³⁾、近い将来、国内企業に対しても容認することを検討している⁴⁾。2011年には、カナダ、インドおよび韓国⁵⁾ が、IFRSsを適用することを表明している。現在までに110カ国以上において、上場国内企業にIFRSsの適用が規定または容認されており、これは今後ますます拡大する傾向にある⁶⁾。

日本では、1997年以降、国際市場で受け入れられる会計制度の構築に向けて大改革 (会計ビッグ・バン) が進められてきた。2001年にIASCがIASBへ改組されると、日本の会計基準の設定主体として、それまでの公的機関である企業会計審議会に代わり、民間団体である企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan, ASBJ) が設立された。ASBJは、2005年1月に、IASBとの間で共同プロジェクトを立ち上げることに合意して、3月より会

計基準の国際的収斂に向けて積極的に活動を開始した。2007年に、ASBJは、IASBとの間で東京合意を締結した。東京合意では、2008年末までにIFRSsとの重要な相違を解消し、2011年6月までにIFRSsとの残りの相違を解消することが表明され、会計基準の設定および改訂が進められている⁷⁾。

IASBの目的の1つは、公共の利益のために、高品質の、理解可能なかつ強制力のある単一の国際的な会計基準を設定することにある。その会計基準は、財務諸表およびその他の財務報告において、高品質の、透明性がありかつ比較可能な情報を要求し、世界の資本市場への参加者およびその他の情報利用者が経済的意思決定を行うのに役立つものである⁸⁾。ここから、高品質な会計基準であるIFRSsに従って作成される連結財務諸表は、高品質な連結財務情報を提供すると考えられる。

そこで、本研究では日本の会計基準を含めて世界的にIFRSsへの収斂が進行する中で、日本の会計基準がその質を高めており、その結果作成される連結財務諸表数値の質も高まっているか否かについて検討することを目的とする。日本では、会計ビッグ・バンにより1999年4月1日以降に始まる会計年度より、主要財務諸表として連結財務諸表の作成が義務づけられている。本研究では、会計情報の質 (accounting quality) の測定に関する先行研究で用いられた分析手法を援用することによって、日本における会計基準の設定および改訂が、日本の企業が開示する連結財務諸表数値の質にどのような変化を生じさせてきたかを時系列的に分析する。

2 日本の会計基準の国際的収斂への対応

1997年に始まる会計ビッグ・バンは、当時の会計基準の設定主体であった企業会計審議会が中心となって進められた。会計ビッグ・バン以降、日本では、透明性の高いディスクロージャー、国際標準の会計基準への調和、国際的に比較可能な財務諸表の確保の3つを目的として、日本の会計基準を当時のIASと調和させるために会計基準の設定および改訂が繰り返されてきた。そこでは、企業会計のパラダイム転換と考えられるような以下の内容が中心であった。

- ① 個別決算から連結決算重視
- ② 金融資産への時価評価の導入
- ③ (連結) キャッシュ・フロー計算書の制度化

これらのパラダイム転換と関連して、企業会計審議会が設定および改訂した会計基準は、図表2-1のとおりである。

会計基準の設定は、2001年よりASBJにより行われるようになった。ASBJは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準およびその実務上の取扱いに関する指針の開発に関して、以下の2つの役割を担った⁹⁾。

- ① 国内の会計基準の設定および整備
- ② 会計基準の国際的収斂への対応

しかし、IASBのトゥイーディー(Tweedie, David)議長は、2004年に、日本は世界で最も不透明な財務報告制度をもつ国の1つであり、日本の企業が他の国において上場することは困難であると述べて¹⁰⁾、会計基準の国際的収斂への日本の対応に対して苦言を呈した。同様の批判は、2005年にEUのヨーロッパ証券規制当局委員会(Committee of European Securities Regulators, CESR)が公表した「技術的助言」(Technical Advice)からも理解できる。これは、アメリカ、カナダおよび日本の会計基準と

IFRSsとの同等性について評価したものである。CESRは、日本とIFRSsの内容について、おおよそ同等であると評価する一方で、日本の会計基準に関連して、アメリカおよびカナダに要求した以上の26項目の追加的な開示あるいは補充計算書の開示を要求した¹¹⁾。

その後、ASBJは、2005年1月に、IASBとの間で共同プロジェクトを立ち上げることに合意して、3月より会計基準の国際的収斂に向けて積極的に活動を開始した。2007年に、ASBJは、IASBとの間で東京合意を締結した。東京合意に基づいて、ASBJは、2008年末までにIFRSsとの重要な相違を解消した。ASBJは、2011年6月を目処として、IFRSsとの残りの相違を解消するロードマップを公表している¹²⁾。ASBJがIFRSsとの相違の解消に向けて会計基準の設定および改訂を行った結果、ヨーロッパ共同体(European Community, EC)委員会は、2008年12月に、日本の会計基準がEUで採用されているIFRSsと同等であると認めることを公表した¹³⁾。

ここから、現在の日本の会計基準は、IFRSsに完全に収斂していないが、ほぼ同等の内容であると考えられる。ASBJが、会計基準の国際的収斂を意識しながら設定および改訂した会計基準は、

図表2-1 会計ビッグバン以降に企業会計審議会が設定および改訂した会計基準

公表年月日		会計基準等	特徴	適用年月日			備考
1997	6	6	連結財務諸表制度の見直しに関する意見書	1999	4	1	開始事業年度
	〃	〃	連結財務諸表原則				
1998	3	13	連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	中間連結財務諸表等の作成基準	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	研究開発費等に係る会計基準	〃	〃	〃	ASBJにより改訂
	6	16	退職給付に係る会計基準	2000	〃	〃	〃
	10	30	税効果会計に係る会計基準	1999	〃	〃	〃
1999	1	22	金融商品に係る会計基準	2000	〃	〃	ASBJにより改訂
	〃	〃	外貨建取引等会計処理基準	〃	〃	〃	〃
2002	8	9	固定資産の減損に係る会計基準	2005	〃	〃	〃
2003	10	31	企業結合に係る会計基準	2006	〃	〃	ASBJにより改訂

図表2-2 ASBJが設定および改訂した会計基準

設定年月日		最終改訂年月日		号	会計基準等	特徴	最新版の適用年月日						
2002	2	21	2006	8	11	第1号	自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準	取得した自己株式を株主資本から控除	会社法の定めが適用される日				
	9	25	2006	1	31	第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準	1株当たり当期純利益の開示	*	会社法施行日以降(2006/5/1)	終了事業年度		
2005	3	16	---	---	---	第3号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正	年金資産が退職給付債務を超過した場合、費用の減額として処理する	2005	4	1	開始事業年度	
	11	29	---	---	---	第4号	役員賞与に関する会計基準	役員賞与の費用処理	〃	〃	〃	〃	
	12	9	2009	3	27	第5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	純資産の部の創設と株主資本	2008	〃	〃	〃	
	〃	27	---	---	---	第6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準	評価・換算差額等の変動と残高	会社法施行日以降(2006/5/1)			終了事業年度	
	〃	〃	2008	12	26	第7号	事業分離等に関する会計基準	移転した事業に関する投資が継続している場合には、移転損益を認識しない	*	2010	4	1	開始事業年度
	〃	〃	〃	〃	〃	第8号	ストック・オプション等に関する会計基準	ストック・オプションの費用処理	*	〃	〃	〃	〃
2006	7	5	〃	〃	〃	第9号	棚卸資産の評価に関する会計基準	低価法を原則適用	*	2008	〃	〃	〃
	8	11	2008	3	10	第10号	金融商品に関する会計基準	リスク情報等の注記情報の充実	*	2010	3	31	終了事業年度
	10	17	---	---	---	第11号	関連当事者の開示に関する会計基準	関連当事者に関する注記情報の充実	*	2008	4	1	開始事業年度
2007	3	14	2009	6	26	第12号	四半期財務諸表に関する会計基準	四半期報告の義務づけ	*	2010	〃	〃	〃
	3	30	---	---	---	第13号	リース取引に関する会計基準	リース資産のオン・バランス	*	2008	〃	〃	〃
	5	15	---	---	---	第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その2)	複数の事業主により設立された企業年金制度の会計処理	*	〃	〃	〃	〃
	12	27	---	---	---	第15号	工事契約に関する会計基準	工事進行基準を原則適用	*	2010	〃	〃	〃
2008	3	10	2008	12	26	第16号	持分法に関する会計基準	連結企業集団内での会計方針の統一	*	〃	〃	〃	〃
	〃	21	2009	3	27	第17号	セグメント情報等の開示に関する会計基準	マネジメント・アプローチの採用	*	〃	〃	〃	〃
	〃	31	---	---	---	第18号	資産除去債務に関する会計基準	資産除去債務の負債計上	*	〃	〃	〃	〃
	7	31	---	---	---	第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)	割引率の基礎として、期末における安全性の高い長期の債権の利回りとする	*	2009	〃	〃	〃
	11	28	---	---	---	第20号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準	賃貸不動産の時価情報の開示	*	2010	3	31	終了事業年度
	12	26	---	---	---	第21号	企業結合に関する会計基準	パーチェス法一本化と全面時価評価	*	2010	4	1	開始事業年度
	〃	〃	---	---	---	第22号	連結財務諸表に関する会計基準	購入のれん	*	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	---	---	---	第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正	企業結合に伴って取得した研究開発費等の資産計上	*	〃	〃	〃	〃

*) 会計基準の国際的収斂を強調して設定および改訂された会計基準

図表2-2のとおりである。ASBJの会計基準のIFRSsへの収斂に向けての活動と並行して、金融庁は、企業会計審議会において、2010年3月期からIFRSsの任意適用を開始して、2012年より強制適用するか否かを検討している¹⁴⁾。

3 会計基準と会計情報の質に関する先行研究

会計基準の相違または変更が会計情報の質にどのような影響を及ぼすかに関する先行研究では、さまざまな会計情報の質の定義および分析手法が用いられている。

Ashbauch and Pincus(2001)は、会計情報の質をアナリストの利益予測の正確性から検討した。これは、13カ国における会計基準とIASとの相違が、アナリストが行うアメリカ以外の企業の利益予測の正確性に影響を及ぼすかどうかについて、IASの適用前後におけるアナリストによる利益の予測誤差の変化から検討している。分析モデルは、利益の予測誤差を目的変数として、説明変数に利益予測額、株式時価総額並びに開示基準および測定基準のIASとの相違指数を用いた重回帰分析である。IASの適用前後における差異分析の結果、IASの適用後の方が、アナリストの利益予測の正確性が増していることが明らかになった¹⁵⁾。

Leuz, C.(2003)は、会計情報の質を会計情報の非対称性から検討した。これは、IFRSsとアメリカの会計基準を適用しているドイツの企業を対象として、ビッド・アスク・スプレッド(bid-ask-spread)と株価収益率から比較して、会計情報の非対称性について分析している。分析結果では、IFRSsとアメリカの会計基準との間に、明確な会計情報の非対称性はみられないことが明らかになった¹⁶⁾。

Daske(2006)は、会計情報の質を資本コストの大きさから検討した。これは、IFRSsを適用することが測定可能な経済的便益をもたらすかどうかについて、IFRSsとアメリカの会計基準を適用しているドイツの企業を対象として、資本コストの相違から分析している。分析モデルは、残余利益モデルと超過利益モデルに基づいている。分析結果では、IFRSsを適用することにより資本コストが減少するといった明らかな

証拠は見いだせないことが明らかになった¹⁷⁾。

Ewert and Wagenhofer(2005)は、会計情報の質を利益の分散と株式リターンの説明力から検討した。これは、経営者の裁量的行動を制限するような厳格な会計基準(tighter accounting standards)が、利益管理(earnings management)を小さくして、資本市場に対していっそう目的適合的な情報を提供するかについて分析している。分析モデルは、利益の分散および利益と株式リターンとの回帰分析に基づいている。分析結果では、厳格な会計基準は企業実態を反映した利益を表示することになり、いっそう高い質の情報を提供することが明らかになった¹⁸⁾。

Tendeloo and Vanstraelen(2005)は、会計情報の質を利益管理の大きさから検討した。これは、IFRSsとドイツの会計基準を適用したドイツの企業の連結財務諸表を対象として、裁量的発生項目の大きさおよび発生項目と営業キャッシュ・フローとの相関関係について分析している。分析結果では、IFRSsを自発的に適用している企業の利益管理は小さく、会計情報の質が高いことが明らかになった¹⁹⁾。

Bartov, Goldberg and Kim(2005)は、会計情報の質を利益の株式リターン説明力から検討した。IFRSs、アメリカの会計基準およびドイツの会計基準を適用したドイツの企業の連結財務諸表を対象として、利益と株式リターンとの関係、また会計基準をIFRSsまたはアメリカの会計基準へ変更した企業を対象として、会計基準変更前後における利益と株式リターンとの関係について分析した。分析結果では、IFRSsまたはアメリカの会計基準による利益は、ドイツの会計基準による利益以上に株式リターンの説明力が高く、利益の質が高いことが明らかになった。ただし、IFRSsとアメリカの会計基準の間では、いずれの利益の質が高いかは明らかでないとしている²⁰⁾。

Schipper(2005)は、会計情報の質を企業実態の表示として検討した。これは、EUにおいてIFRSsを強制適用して、統一した財務報告を実現するためには、原則主義(principles-based approach)による会計基準に加えて詳細な解釈指針が必要とされることを主張している。研究方法は、会計基準に基づいた非計量的な記述的方法である。IFRSsとアメリカの会計基準にお

ける連結範囲の決定および公正価値測定の問題に焦点を当てて、会計基準の国際的収斂では、経営者の裁量を排除して企業実態を表示するために、報告実体と公正価値測定との2つの基本的な問題が会計情報の質に影響を及ぼすことを明らかにした。

Soderstrom and Sun(2007)も、会計情報の質を企業実態の表示として検討した。企業活動の結果の解釈は、各国の法律および政治といった制度的環境の影響を受けて異なったものになる。当該研究は、2002年にEUが上場企業の作成する連結および個別財務諸表に対して、IFRSsの適用を容認したことを受けて、IFRSsにより連結財務諸表を作成した場合における会計情報の質の変化について検討した。研究方法は、各国の会計環境の相違に焦点を当てた非計量的な記述的方法である。結論では、仮に同一の会計基準により会計情報が作成されるとしても、会計情報の質は、法律および政治的環境の影響を受けて相違する証券市場の発展、資本の構成、所有者の構造および税制によって異なったものとなるため、IFRSsといった1組の会計基準に従って作成された連結財務諸表の質は、各国の法律および政治的環境の相違から差異が生じることが主張された²¹⁾。

Barth, Landsman and Lang (2008)は、会計情報の質を、それまでの先行研究以上に拡大してとらえて、利益の平準化、損失の適時認識および価値関連性から検討した。会計情報の質が、IFRSsの適用によりどのように変化するか、21カ国の企業を対象として、IFRSsの適用前後における連結財務諸表数値から分析された。利益の平準化は、利益とキャッシュ・フローの変化のばらつきおよび営業キャッシュ・フローと発生項目に関する重回帰分析の結果から分析された。損失の適時認識は、多額の損失額を説明変数に加えて、IFRSsの適用前後においてその説明変数が有意か否かから分析された。価値関連性は、純資産と当期純利益を用いた分析モデルおよび株式リターンモデルの変形モデルから分析された。分析結果では、IFRSsを適用していない企業に比較して、IFRSsの適用企業の会計情報の質が高いことが明らかになった。具体的には、IFRSsの適用企業の連結財務諸表数値は、利益の平準化が小さく、目標値への利益管

理が少なく、適時に損失認識が行われかつ企業価値説明力および株価利益倍率の説明力がより高くなっていることが示された²²⁾。

Christensen, Lee and Walker (2008)は、会計情報の質を利益管理と損失の適時認識から検討した。これは、会計情報の質への経営者のインセンティブがIFRSsの適用に及ぼす影響について検討している。IFRSsの適用前後におけるドイツの企業の連結財務諸表を対象として、Barth, Landsman and Lang (2008)と同様に、利益の平準化と損失の適時認識が分析されている。先行研究が、会計情報の質はIFRSsを適用することにより改善されるという一方で、当該研究は、会計情報の質の改善の程度は、企業がIFRSsを適用するためのインセンティブによって制限されることを明らかにした。さらに、IFRSsを適用しない企業は銀行および企業内部の株主と密接な関係を持っていることから、IFRSsを適用するためのインセンティブがないと説明している²³⁾。

Paananen and Lin (2009)は、会計情報の質の定義およびその分析手法として、Barth, Landsman and Lang (2008)のものを採用している。ドイツの企業を対象として、IASの選択適用期間(2000年から2002年)、IFRSsの選択適用期間(2003年から2004年)およびIFRSsの強制適用期間(2005年から2006年)の3つの期間に区分して、それぞれの期間における連結財務諸表数値の特徴について分析している。分析結果では、2005年にIFRSsの適用が強制されて以降、会計情報の質は低下しており、利益の平準化および損失の適時認識が会計情報の価値関連性に関する分析結果を裏付けるものとなっていることが明らかになった²⁴⁾。

4 リサーチ・デザイン

本研究では、日本の会計基準の改訂および新たな会計基準の設定に伴って、連結財務諸表数値の質がどのように変化したかを計量的に分析する。分析期間は、以下の3つの期間に区分する。

第1期間(t=1)は、1999年度から2001年度までである。これは、会計ビッグ・バンにより連結財務諸表の作成が義務づけられて以降、現在の会計基準の設定主体であるASBJが設立さ

れるまでの期間である。

第2期間 (t=2) は、2002年度から2004年度までである。これは、ASBJの活動が具体化し始めて以降、ASBJとIASBとの間で共同プロジェクトを立ち上げる合意が締結されるまでの期間である。

第3期間 (t=3) は、2005年度から2007年度までである。これは、EUの同等性評価への対応が求められ、ASBJによる会計基準の国際的収斂に向けての活動が活発化して以降、日本の会計基準がIFRSsと同等であると評価されるまでの期間である。

会計情報の質の定義および分析手法は、Barth, Landsman and Lang (2008) のものを用いる。会計情報の質は、利益の平準化、損失の適時認識および価値関連性から説明される。この会計情報の質のとらえ方は、Christensen, Lee and Walker (2008) および Paananen and Lin (2009) も参考としており、他の先行研究以上に広範囲な概念である。

(1) 利益管理

本研究では、利益管理に関して4つの測定が行われる。それらは、利益の平準化に関して、当期純利益の変化 (ΔNI) のばらつき、当期純利益の変化のばらつき対営業キャッシュ・フローの変化 (ΔCFO) のばらつき比率、および営業キャッシュ・フロー (CFO) と発生項目 (ACC) との相関係数である。また、利益目標に向けての経営者の行動に関して、少額の当期純利益 (small positive net income) の頻度 (SPO) が用いられる。

最初に、利益の平準化は、総資産でデフレートした当期純利益の変化のばらつきから測定される。利益の平準化は、当期純利益の変化のばらつきが小さい状態から説明される。当期純利益の変化は、経済環境やIFRSs採用のインセンティブなど、財務報告制度に直接関連しない要因の影響を受けることから、それらの要因を含めた次の等式(1)を用いて推定される²⁵⁾。回帰モデルによる残差の分散が、当期純利益の変化のばらつきである。これは、第1期から第3期までのそれぞれのプールしたデータで計算する。残差の分散が大きければ、当期純利益の変化が大きく、利益の平準化が図られていないことを表す。

$$\begin{aligned} \Delta NI_{it} = & \alpha_0 + \alpha_1 Size_{it} + \alpha_2 Growth_{it} + \\ & \alpha_3 Eissue_{it} + \alpha_4 LEV_{it} + \alpha_5 Dissue_{it} \\ & + \alpha_6 Turn_{it} + \alpha_7 CFO_{it} + \alpha_8 AUD_{it} \\ & + \alpha_9 NUMEX_{it} + \alpha_{10} XLIST_{it} + \\ & \alpha_{11} CLOSE_{it} + \varepsilon_{it} \\ & \dots\dots\dots (1) \end{aligned}$$

- Size* = 総資産額の自然対数
- Growth* = 売上高変化率
- Eissue* = 普通株式資本金額の変化率
- LEV* = レバレッジ²⁶⁾
- Dissue* = 総負債額の変化率
- Turn* = 総資産回転率 (売上高/総資産)
- CFO* = 総資産営業キャッシュ・フロー比率 (営業キャッシュ・フロー/総資産)
- AUD* = 監査法人が三大監査法人であれば1, それ以外であれば0
- NUMEX* = 上場証券市場の数
- XLIST* = SEC基準採用企業であれば1, そうでなければ0
- CLOSE* = 自己株式比率 (自己株式数/発行済み株式数)

第2の利益の平準化は、当期純利益の変化のばらつき対営業キャッシュ・フローの変化のばらつき比率から測定される。営業キャッシュ・フローの変化もまた、当期純利益の変化と同様に総資産でデフレートする。また、営業キャッシュ・フローの変化も財務報告制度に直接関連しない要因について考慮するため、次の等式(2)を用いて推定する。回帰モデルによる残差の分散が、営業キャッシュ・フローの変化のばらつきとなる。これもまた、各期間のプールしたデータで計算する。もし企業が利益管理のために発生項目を用いるならば、当期純利益の変化のばらつきは営業キャッシュ・フローの変化のばらつきよりも小さくなる。ここから、当期純利益の変化に関する残差の分散対営業キャッシュ・フローの変化に関する残差の分散が、1よりも大きければ、利益の平準化が図られていないことになる。

$$\begin{aligned} \Delta CFO_{it} = & \alpha_0 + \alpha_1 Size_{it} + \alpha_2 Growth_{it} + \\ & \alpha_3 Eissue_{it} + \alpha_4 LEV_{it} + \alpha_5 Dissue_{it} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \dots\dots\dots (7) \\ \text{IFRS}(0,1)_{it} = & \alpha_0 + \alpha_1 \text{LNEG}_{it} + \alpha_2 \text{Size}_{it} \\ & + \alpha_3 \text{Growth}_{it} + \alpha_4 \text{Eissue}_{it} \\ & + \alpha_5 \text{LEV}_{it} + \alpha_6 \text{Dissue}_{it} + \\ & + \alpha_7 \text{Turn}_{it} + \alpha_8 \text{CFO}_{it} + \alpha_9 \text{AUD}_{it} \\ & + \alpha_{10} \text{NUMEX}_{it} + \alpha_{11} \text{XLIST}_{it} + \\ & + \alpha_{12} \text{CLOSE}_{it} + \varepsilon_{it} \\ & \dots\dots\dots (8) \end{aligned}$$

LNEG = 多額の当期純損失に関する指示変数

等式(5)および等式(6)と同様に、等式(7)では、IAS(0,1)は、第1期を0として、第2期を1とする。等式(8)では、IFRS(0,1)は、第2期を0として、第3期を1とする。*LNEG*は、総資産当期純利益率が-0.20より小さければ1、それ以外であれば0である。*LNEG*の係数が正であれば、第1期よりも第2期の方が、また第2期よりも第3期の方が、頻繁に多額の当期純損失を認識していることを表す。

(3) 価値関連性

価値関連性は、等式(9)および等式(10)の2つの重回帰モデルから推定される。

等式(9)は、Ohlson(1995)が提案した価値評価モデルに基づいている。これは、1株当たり純資産および1株当たり経常利益による株価説明力を表す。等式(9)の左辺および右辺ともに、6カ月前の株価でデフレートしたデータを用いる。

$$P^*_{it} = \beta_0 + \beta_1 \text{BVEPS}_{it} + \beta_2 \text{NIPS}_{it} + \varepsilon_{it} \dots\dots\dots (9)$$

*P** = 決算日から3カ月後の株価²⁷⁾

BVEPS = 1株当たり純資産

NIPS = 1株当たり経常利益²⁸⁾

等式(10)は、Basu(1997)により用いられたリターンモデルの説明変数と被説明変数を逆にした分析モデルである。これは、株式リターンの株価利益倍率の説明力を表す。ここでは、*RETURN*が正の場合(good news)と負の場合(bad news)に分けて、さらに日本の会計基準の国際化およびIFRSへの収斂の進行との関わりから3期間に分けて、別個に分析される。グッド・

ニュースを有している企業の場合、利益管理に対する経営者のインセンティブはそれほど高いと思われないことから、バッド・ニュースの場合に、会計情報の質の相違が生じると予測される。

$$[\text{NI}/P]^*_{it} = \beta_0 + \beta_1 \text{RETURN}_{it} + \varepsilon_{it} \dots\dots\dots (10)$$

P = 期首の株価

RETURN = (決算日から3カ月後の株価/決算日から9カ月前の株価)の自然対数

5 サンプルと記述統計

分析対象企業は、日本の証券取引所への上場企業の中の3月決算企業である。各企業の財務データは日経NEEDS-CDROMから、株価は株価CD-ROM2009から取得した。3つの分析期間ごとのはずれ値を除外した後のサンプル数は、第1期間は2,680企業年度、第2期間は4,307企業年度、第3期間は4,837企業年度である。1999年度より連結キャッシュ・フロー計算書が開示されるようになり、1999年度では前年度のキャッシュ・フロー情報を入手できない企業が多く存在したことから、第1期間のサンプル数は少なくなっている。上場市場別および上場市場数別サンプル数は、図表5-1のとおりである。

会計情報の質を利益管理、損失の適時認識および価値関連性から分析する際に用いる3つの分析期間ごとの変数の記述統計は、図表5-2のとおりである。当期純利益の変化(ΔNI)および営業キャッシュ・フローの変化(ΔCFO)は、平均および中央値ともに、第1期の1999-2001年度に負の値を示していたが、第2期の2002-2004年度に正の値へと変化し、第3期の2005-2007年度に若干減少している。営業キャッシュ・フロー(*CFO*)は、平均および中央値ともに正の値を示しており、第2期の2002-2004年度が最も大きく、第3期の2005-2007年度に若干減少している。それに対して、発生項目(*ACC*)は、平均および中央値ともに3期間を通して負の値を示しており、負の値は徐々に小さくなっている。

1株当たり純資産(*BVEPS*)も、平均、中央

図表5-1 サンプル企業

上場市場		1999-2001 年度	2002-2004 年度	2005-2007 年度	上場市場数	1999-2001 年度	2002-2004 年度	2005-2007 年度
東京証券取引所	1部	1,842	2,933	3,219	1市場	1,664	2,763	3,194
	2部	451	737	820	2市場	855	1,301	1,385
	マザーズ	3	11	67	3市場	103	158	177
大阪証券取引所	1部	789	1,194	1,256	4市場	19	29	28
	2部	260	412	445	5市場	39	56	53
名古屋証券取引所	1部	279	430	449	合計	2,680	4,307	4,837
	2部	115	179	208				
福岡証券取引所	1部	126	180	191				
札幌証券取引所	1部	80	123	127				
ヘラクレス		7	27	52				
合計		3,952	6,226	6,834				

図表5-2 分析に用いる変数の記述統計

変数		1999-2001年度			2002-2004年度			2005-2007年度		
		平均	中央値	標準偏差	平均	中央値	標準偏差	平均	中央値	標準偏差
		Mean	Median	Standard Deviation	Mean	Median	Standard Deviation	Mean	Median	Standard Deviation
ΔNI	当期純利益の変化／総資産	-0.002	-0.001	0.036	0.008	0.005	0.032	0.002	0.002	0.034
ΔCFO	営業キャッシュ・フローの変化／総資産	-0.003	-0.002	0.046	0.004	0.004	0.051	0.003	0.003	0.053
CFO	営業キャッシュ・フロー／総資産	0.046	0.046	0.044	0.056	0.056	0.047	0.053	0.054	0.052
ACC	発生項目／総資産	-0.026	-0.026	0.051	-0.019	-0.019	0.050	-0.002	-0.004	0.052
$BVEPS$	1株当たり純資産／6カ月前株価	1.416	1.252	0.883	1.299	1.132	0.775	0.945	0.851	0.546
$NIPS$	1株当たり経常利益／6カ月前株価	0.101	0.095	0.123	0.115	0.107	0.098	0.091	0.093	0.096
NI/P	1株当たり経常利益／期首の株価	0.102	0.093	0.119	0.130	0.115	0.115	0.088	0.088	0.083
$RETURN$	3カ月後株価／9カ月前株価	-0.131	-0.113	0.258	0.137	0.123	0.284	-0.086	-0.072	0.338
$Size$	総資産の自然対数	11.102	10.909	1.400	11.023	10.845	1.421	11.050	10.890	1.488
$Growth$	売上高の変化率	1.254	0.633	12.886	3.558	2.535	11.772	6.783	4.854	17.058
$Eissue$	普通株式数の変化率	0.609	0.000	4.259	1.030	0.000	5.387	1.999	0.000	9.059
LEV	レバレッジ	2.798	1.462	4.942	2.359	1.297	4.205	1.668	1.144	1.777
$Dissue$	総負債の変化率	0.258	-1.496	17.031	0.871	-1.436	18.501	3.741	0.583	22.575
$Turn$	売上高／総資産	0.946	0.884	0.406	1.008	0.939	0.434	1.058	0.990	0.464
AUD	監査法人	0.770	1.000	0.421	0.770	1.000	0.421	0.771	1.000	0.421
$NUMEX$	上場市場数	1.475	1.000	0.737	1.448	1.000	0.719	1.421	1.000	0.695
$XLIST$	アメリカ会計基準採用企業	0.012	0.000	0.109	0.010	0.000	0.102	0.011	0.000	0.105
$CLOSE$	自己株式比率	0.110	0.005	0.335	1.198	0.191	1.814	1.618	0.366	2.298

図表 6-1 会計情報の質に関する分析結果

Panel A: 利益管理

	1999-2001 年度	2002-2004 年度	2005-2007 年度
ΔNI ばらつき	0.0011	0.0009 *	0.0011 *
ΔNI ばらつき / ΔCFO ばらつき	0.810	0.502	0.569
ACC と CFO の分散に関するスピアマン相関係数	-0.475 *	-0.557 *	-0.504 *
少額の当期純利益の偏回帰係数		-0.015	-0.115 *

Panel B: 損失の適時認識

	1999-2001 年度	2002-2004 年度	2005-2007 年度
多額の当期純損失に関する偏回帰係数		0.555 **	0.291 **

Panel C: 価値関連性

	1999-2001 年度	2002-2004 年度	2005-2007 年度
企業価値評価	0.082 *	0.113 *	0.028 *
株価利益倍率	0.129 *	0.155 *	0.082 *
グッド・ニュース	0.013 *	0.111 *	0.066 *
バッド・ニュース	0.074 *	0.023 *	0.024 *

* 1% 有意

** 5% 有意

値および標準偏差ともに、3期間を通して減少しており、標準偏差も徐々に小さくなっている。1株当たり経常利益を株価で除した変数(*NIPS* および *NI/P*) および株式リターン (*RETURN*) は、平均および中央値ともに、第2期の2002-2004年度が最も大きくなっている。説明変数の中で、売上げに関連した変数 (*GROWTH* および *Turn*) は、平均および中央値ともに、3期間を通して上昇している。

6 分析結果

図表 6-1 は、会計情報の質に関する分析結果を示している。

Panel A は、利益管理の分析結果である。最初の分析では、当期純利益の変化のばらつきについて検証した。当期純利益の変化のばらつきは、第2期の2002-2004年度に最も小さく、第3期の2005-2007年度に再び大きくなっている。当期純利益の変化のばらつきが小さいことは、利益管理が行われていることを表す。各期間の当期純利益の変化のばらつきに差があるか否かについて、ウィルコクソンの順位と検定で検証したところ、第1期と第

2期および第2期と第3期のいずれにおいても、残差に差異が見られることが明らかになった。

第2の分析では、当期純利益の変化のばらつき対営業キャッシュ・フローの変化のばらつき比率について検証した。当期純利益の変化のばらつき対営業キャッシュ・フローの変化のばらつき比率は、全体を通して1を下回っている。これは、全般的に利益管理が行われていることを表す。その中でも、第2期の2002-2004年度において、最も利益管理が行われている。

第3の分析では、発生項目と営業キャッシュ・フローのそれぞれの残差の相関関係について検証した。相関係数は3期間を通して負の値である。ここでも、全般的に利益管理が行われていることが理解できる。その中でも、第2期の2002-2004年度において、負の値は最も大きい。

最後に、経営者の利益管理に向けての行動について、少額の当期純利益の頻度から分析した。少額の当期純利益の頻度を測定する *SPOS* の係数は、第1期から第2期および第2期から第3期にかけて、負の値を示していた。この分析結果は、第2期の方が第3期よりも経営者が利益管理に向けて行動したことを表している。第1

期から第2期にかけては、統計上、有意な値が得られなかった。

Panel Aの分析結果から、全般的に、利益管理が行われているが、その度合いは、第2期において最も大きいことが明らかになる。

Panel Bは、損失の適時認識の分析結果である。損失の適時認識の頻度を測定するLNEGの係数は、第1期から第2期および第2期から第3期にかけて正の値を示して、損失の適時認識が行われていることが理解できる。しかしながら、第1期から第2期にかけてよりも、第2期から第3期にかけての方が、LNEGの係数は小さくなっており、頻繁に多額の当期純損失が認識されなくなっている。これは、経営者が利益管理を行うようになってきていることを意味する。

Panel Cは、価値関連性の分析結果である。価値評価モデルにおける R^2 は、3期間を通して高くない。第2期の R^2 が最も高く0.113であった。第3期では、 R^2 は0.028へと下落した。この傾向は、株式リターンモデルの変形モデルにおいても同様である。株価利益倍率についての R^2 も、3期間を通して高くないが、第2期の R^2 が最も高く0.155であった。第3期では、 R^2 は0.082へと下落した。これら価値関連性に関する2つの分析結果から、会計基準の変更が会計情報の企業価値説明力を高めるものでないことが明らかになる。

次に、株式リターンが正である場合と負である場合とに分けて、グッド・ニュース時とバッド・ニュース時における株価利益倍率に対する説明力について分析した。その結果では、第1期を除いて、グッド・ニュース時にはバッド・ニュース時よりも R^2 は高い。これは、先行研究と同様に、経営者はバッド・ニュース時に何らかの経営行動をとることを意味する。

7 結論

本研究では、会計基準の国際的収斂が進む中で、日本の会計基準のIFRSsへの収斂が、会計情報の質を高めているか否かについて、利益管理、損失の適時認識および価値関連性の3つの視点から実証的に検討した。分析結果では、日本の会計基準がIFRSsへの収斂を意識して設定および改訂されてきたにもかかわらず、利益管

理は依然として行われており、会計情報の価値説明力も高まっていないことが明らかになった。その中でも、特に第2期の2002-2004年度に、利益管理が行われていた。これは、日本の会計基準の国際化が会計情報の質を高めていないことを表している。

このような分析結果は、本研究が分析手法において参考としたBarth, Landsman and Lang (2008)のものとは異なっている。Barth, Landsman and Lang (2008)は、IFRSsを適用していない企業に比較して、IFRSsの適用企業の会計情報の質が高いことから、IASBが高品質な会計基準を設定していることを明らかにした。その一方で、本研究の分析結果は、同様の分析手法を用いた先行研究であるPaananen and Lin (2009)の分析結果と類似している。Paananen and Lin (2009)は、ドイツ企業を対象として、分析期間をIASの選択適用期間(2000年から2002年)、IFRSsの選択適用期間(2003年から2004年)およびIFRSsの強制適用期間(2005年から2006年)の3つの期間に区分して分析した。分析結果は、IASBが高品質の会計基準を設定することを目的として会計基準の設定を進めているにも関わらず、特に2005年のIFRSsの強制適用期間以降において、会計情報の質が悪化していることを明らかにしている。

現在、日本の会計基準は完全にIFRSsと同一ではない。本研究の分析は、日本の会計基準がIFRSsと同等のものに近づいていることを前提としている。今後、日本の会計基準がIFRSsとの調整を進め、あるいはIFRSsを受け入れた場合に、異なった結果が得られる可能性がある。

注

- 1) International Accounting Standards Board (IASB) 2007, "Introduction," *International Financial Reporting Standards (IFRSs)* IASB, p.9. (企業会計基準委員会訳, 2008『国際財務報告基準(IFRSs)』レクスネクシス・ジャパン。)
- 2) ニュージーランドでは、2005年以降早期適用が認められ、2007年より強制適用となった。
- 3) Securities and Exchange Commission (SEC) 2007a, Release 33-8879, *Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements*

- Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP*, December 21, SEC.
- 4) SEC, 2007b, Concept Release 33-8831, *Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards*, August 7, SEC.
- SEC, 2008, Release 33-8982, *Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers*, November 14, SEC.
- 5) 韓国では、2009年以降早期適用が認められ、2011年より強制適用となる予定である。
- 6) Use of IFRSs by Jurisdiction, Deloitte Touche Tomatsu IAS Plus Homepage (access date March 5th 2009).
- 7) 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会、2007「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組への合意」8月8日。
- 企業会計基準委員会、2007「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する『東京合意』を公表」*Press Release*, 8月8日。
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) 2007, "The ASBJ and the IASB Announce Tokyo Agreement on Achieving Convergence of Accounting Standards by 2011," *Press Release*, 8. 8.
- 8) IASB, 2001, "Preface to International Financial Reporting Standards," *International Financial Reporting Standards (IFRSs)* IASB, par. 6. (企業会計基準委員会訳、2008『国際財務報告基準(IFRSs)』レクシスネクシス・ジャパン。)
- 9) 斎藤静樹、2003「会計基準の動向と企業会計基準委員会」『最近の企業会計の動向について』財務会計基準機構、p.5。
- 10) FT.com. (http://www.ft.com/cms/s/2/c0c698f8-115f-11d9-95d9-00000e2511c8,dwp_uuid=857cf036-115e-11d9-95d9-00000e2511c8.html)
- 11) Committee of European Securities Regulators (CESR) 2005, *CESR's Technical Advice to the European Commission on a Possible Amendment to Regulation (EC) 809/2004 Regarding the Historical Financial Information Which must be Included in a Prospectus: Consultation Paper*, CESR.
- 12) 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会、2007「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組への合意」8月8日。
- 企業会計基準委員会、2007「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する『東京合意』を公表」*Press Release*, 8月8日。
- Accounting Standards Board of Japan, ASBJ, 2007, "The ASBJ and the IASB Announce Tokyo Agreement on Achieving Convergence of Accounting Standards by 2011," *Press Release*, 8. 8.
- 13) Commission of the European Communities, 2008, *Accounting: European Commission grants equivalence in relation to third country GAAPs*.
- 14) 企業会計審議会、2009「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)」企業会計審議会。
- 15) Ashbauch, H. and M. Pincus, 2001, "Domestic Accounting Standards, International Accounting Standards, and the Predictability of Earnings," *Journal of Accounting Research*, Vol.39, No.3, pp.417~434.
- 16) Leuz, C., 2003, "IAS Versus U.S. GAAP: Information Asymmetry-Based Evidence from Germany's New Market," *Journal of Accounting Research*, Vol.41, No.3, pp.445~472.
- 17) Daske, H., 2006, "Economic Benefits of Adoption IFRS or US-GAAP-Have the Expected Cost of Equity Capital Really Decreased?," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol.33, No.3 & 4, pp.329~373.
- 18) Ewert, R. and A. Wagenhofer, 2005, "Economic Effects of Tightening Accounting Standards to Restrict Earnings Management," *Accounting*

- Review*, Vol. 80, No. 45, pp. 1101~1124.
- 19) Tendeloo, B. V. and A. Vanstraelen, 2005, "Earnings Management under German GAAP versus IFRS," *European Accounting Review*, Vol. 14, No. 1, pp. 155~180.
- 20) Bartov, E., S. R. Goldberg, and M. Kim, 2005, "Comparative Value Relevance among German, U.S., and International Accounting Standards: A German Stock Market Perspective," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 20, pp. 95~115.
- 21) Soderstrom, N. S. and K. J. Sun, 2007, "IFRS Adoption and Accounting Quality: A Review," *European Accounting Review*, Vol. 16, No. 4, pp. 675~702.
- 22) Barth, M., W. R. Landsman and M. H. Lang, 2008, "International Accounting Standards and Accounting Quality," *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 3, pp. 467~498.
- 23) Christensen, H. B., E. Lee and M. Walker, 2008, "Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around IFRS Adoption?," *Working Paper*, Manchester Business School.
- 24) Paananen, M. and H. Lin, 2009, "The Development of Accounting Quality of IAS and IFRS over Time: The Case of Germany," *Journal of International Accounting Research*, Vol. 8, No. 1, pp. 31~55.
- 25) 外国企業の場合には自己資本としての持分が用いられることから、当該分析では株主持分でなく純資産額を用いる。
- 26) 外国企業の場合には自己資本としての持分が用いられることから、当該分析では株主持分でなく純資産額を用いて、総負債額/純資産額により計算した。
- 27) Barth, Landsman and Lang (2008) は、6カ月後の株価を用いて分析している。ここでは、Paananen and Lin (2009) に基づいて、3カ月後の株価を用いて分析する。
- 28) Barth, Landsman and Lang (2008) は、当期純利益を用いて分析している。ここでは、Paananen and Lin (2009) が異常項目前当期純利益を用いていることから、経常利益を用いて分析する。

【参考文献】

- 一ノ宮士郎, 2008『QOE「利益の質」分析』中央経済社。
- 企業会計基準委員会, 2007「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する『東京合意』を公表」*Press Release*, 8月8日。
- 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会, 2007「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組への合意」8月8日。
- 企業会計審議会, 2009「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)」企業会計審議会。
- 斎藤静樹, 2003「会計基準の動向と企業会計基準委員会」『最近の企業会計の動向について』財務会計基準機構, pp.5~10。
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) 2007, "The ASBJ and the IASB Announce Tokyo Agreement on Achieving Convergence of Accounting Standards by 2011," *Press Release*, 8. 8.
- Ashbaugh, H., 2001, "Non-U.S. Firms' Accounting Standard Choices," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 20, pp. 129~153.
- Ashbaugh, H. and M. Pincus, 2001, "Domestic Accounting Standards, International Accounting Standards, and the Predictability of Earnings," *Journal of Accounting Research*, Vol. 39, No. 3, pp. 417~434.
- Ball, R. and L. Shivakumar, 2005, "Earnings Quality in UK Private Firms: Comparative Loss Recognition Timeliness," *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 39, pp. 83~128.
- Ball, R. and L. Shivakumar, 2006, "The Role of Accruals in Asymmetrically Timely Gain and Loss Recognition," *Journal of Accounting Research*, Vol. 44, pp. 207~42.
- Barth, M., W. R. Landsman and M. H. Lang, 2008, "International Accounting Standards and Accounting Quality," *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 3, pp. 467~498.

- Bartov, E., S. R. Goldberg, and M. Kim, 2005, "Comparative Value Relevance among German, U.S., and International Accounting Standards: A German Stock Market Perspective," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.20, pp.95~115.
- Basu, S., 1997, "The Conservatism Principle and the Asymmetric timeliness of Earnings," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.24, pp.3~37.
- Committee of European Securities Regulators (CESR) 2005, *CESR's Technical Advice to the European Commission on a Possible Amendment to Regulation (EC) 809/2004 Regarding the Historical Financial Information Which must be Included in a Prospectus: Cconsultation Paper*, CESR.
- Christensen, H.B., E. Lee and M. Walker, 2008, "Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around IFRS Adoption?," *Working Paper*, Manchester Business School.
- Commission of the European Communities, 2008, *Accounting: European Commission grants equivalence in relation to third country GAAPs*.
- Daske, H., 2006, "Economic Benefits of Adoption IFRS or US-GAAP-Have the Expected Cost of Equity Capital Really Decreased?," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol.33, No.3 & 4, pp.329~373.
- Ewert, R. and A. Wagenhofer, 2005, "Economic Effects of Tightening Accounting Standards to Restrict Earnings Management," *Accounting Review*, Vol.80, No.45, pp.1101~1124.
- International Accounting Standards Board (IASB) 2001, "Preface to International Financial Reporting Standards," *International Financial Reporting Standards (IFRSs)* IASB, par.6. (企業会計基準委員会訳, 2008『国際財務報告基準(IFRSs)』レクシスネクシス・ジャパン。)
- Land, J. and M.H. Lang, 2002, "Empirical Evidence on the Evolution of International Earnings," *The Accounting Review*, Vol.77, pp.115~34.
- Lang, M. J. Raedy and M. Yetman, 2003, "How Representative Are Firms That Are Cross Listed in the United States? An Analysis of Accounting Quality," *Journal of Accounting Research*, Vol.41, No.2, pp.363~386.
- Lang, M., J. S. Raedy and W. Wilson, 2006, "Earnings Management and Cross Listing: Are Reconciled Earnings Comparable to US Earnings?," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.42, pp.255~283.
- Leuz, C., 2003, "IAS Versus U.S. GAAP: Information Asymmetry-Based Evidence from Germany's New Market," *Journal of Accounting Research*, Vol.41, No.3, pp.445~472.
- Ohlson, J. A., 1995, "Earnings, Book Values, and Dividends in Security Valuation," *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, pp.661~687.
- Paananen, M. and H. Lin, 2009, "The Development of Accounting Quality of IAS and IFRS over Time: The Case of Germany," *Journal of International Accounting Research*, Vol.8, No.1, pp.31~55.
- Rogers, J. L., 2008, "Disclosure Quality and Management Trading Incentives," *Journal of Accounting Research*, Vol.46, No.5, pp.1265~1296.
- Schipper, K., 2005, "The Introduction of International Accounting Standards in Europe: Implication for International Convergence," *European Accounting Review*, Vol.14, No.1, pp.101~126.
- Securities and Exchange Commission (SEC) 2007a, Release 33-8879, *Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP*, December 21, SEC.
- SEC, 2007b, Concept Release 33-8831, *Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards*, August 7, SEC.

SEC, 2008, Release 33-8982, *Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers*, November 14, SEC.

Soderstrom, N. S. and K. J. Sun, 2007, "IFRS Adoption and Accounting Quality: A Review," *European Accounting Review*, Vol.16, No.4, pp.675~702.

Tendeloo, B. V. and A. Vanstraelen, 2005, "Earnings Management under German GAAP versus IFRS," *European Accounting Review*, Vol.14, No.1, pp.155~180.

(本研究は、2008年度愛知学院大学経営管理研究所・研究プロジェクトおよび2009年度科学研究費補助金・基盤研究(C)の研究成果の一部である。)